きずな

2009年 1月29日 NO 730 赤 旗 井 原 出 張 所 井原市井原町103 (1km 62-6200)

井原市が緊急対策本部設置

臨時職員の採用や 市営住宅の優先入居など支援

井原市は急速な雇用情勢の悪化に伴い、27日に「緊急経済・雇用対策本部(本部長:瀧本豊文市長以下16人体制)」を立ち上げました。

急速な景気悪化に伴い、企業を解雇された人を対象に、臨時職員の雇用や市営住宅の優先入居及び緊急経済・雇用相談窓口(商工観光課と協働のまちづくり市民推進室)の設置をすることを決めました。

重複する個所がありますが、次に市が発表した緊急経済・雇用対策の概要と平成20年度井原市臨時職員(緊急雇用対策)募集要項を紹介します。希望される方は、早めにお申し込みください。

2面のとおり日本共産党が12月25日に、これらに関わる緊急の申し入れを行いました。この度、 その申し入れの一部が実現しました。

井原市緊急経済・雇用対策について

世界的な金融危機や原材料価格の高騰等に伴う、我が国の景気後退は、本市の経済活動にも深刻な影響を与え、企業では生産調整を余儀なくされ、雇用環境は急速に悪化しています。

また更なる深刻な状況も懸念される中、本市では、市民生活や企業活動・雇用の安定化を図るため、 平成21年1月27日に市長を本部長とする「井原市緊急経済・雇用対策本部」を設置し、当面の措置として「第一次井原市緊急経済・雇用対策」を実施することとしました。

「井原市緊急経済・雇用対策本部」について

【構成】本部長:市長、副本部長:副市長、本部員:14名

【事務局】建設経済部商工観光課

【期 間】平成21年1月27日設置。当面の間継続。

「第一次井原市緊急経済・雇用対策」について

①井原市臨時職員の雇用

募集人員:8名(事務員4人、作業員4人)

応募資格:市内在住者で、10月1日以降に離職した人または離職が見込まれる人

勤務期間: 平成21年2月16日~3月31日

②市営住宅への優先入居

市営住宅5戸を確保し、「緊急入居斡旋書」のある人を優先入居させる。

入居期間:6カ月以内

③緊急経済・雇用相談窓口の設置

商工観光課と協働のまちづくり市民推進室に「緊急経済・雇用相談窓口」を設置し、資金融資 や生活相談にあたる。



置された対策本部の看板産業振興センター玄関に設商工観光課がある井笠地場

平成20年度 井原市臨時職員 (緊急雇用対策) 募集要項

市では、この度の景気後退に伴う会社の業績悪化等により離職した方等を対象に、次のとおり臨時職員を募集します。

1 募集人員 8名 臨時事務員 4名 臨時作業員 4名

2 応募資格 井原市内在住者で、会社の業績悪化等により平成20年10月1日以降に離職した方

又は離職が見込まれる方

3 勤務期間 平成21年2月16日(月)~3月31日(火)

4 勤務内容(主な業務)

臨時事務員

臨時作業員

- ・所得税確定申告書、資料の整理(A)・・市道等の側溝等の清掃、支障木の伐採(A)
- ・土器等の洗浄、分類、整理(B)
- ・古文書等の分類、整理(B)

5 勤務条件 勤務 日:週5日勤務(A:土・日曜日、祝祭日は休日)

(B:月曜日、土又は日曜日、祝祭日は休日)

勤務時間:8時30分~17時15分

賃 金:臨時事務員 日額5,800円 臨時作業員 日額6,800円

※賃金から所得税が差し引かれます。通勤手当等の支給はありません。

6 試験方法等 応募受付後、総務課職員係から本人あてに連絡を取り、指定した日時・場所で面接を

行い、採用の可否を決定します。

7 応募の受付

・受付期間 平成21年2月2日(月)から2月10日(火)まで ※必着

郵便で申込む場合には、書留又は簡易書留によることとし、2月10日(火)必着です。 封筒の表には「井原市臨時職員(緊急雇用対策)」と朱書きして下さい。

- ・受付時間 8時30分から17時15分まで(土・日曜日は受付できません。)
- ・提出書類(①及び②、各1通)
 - ①履歴書(市販されているもので可。市役所3階総務課、芳井支所芳井市民福祉課、美星支所美星市民福祉課に備え付けているほか、井原市のホームページからもダウンロードできます。)
 - ②離職したこと又は離職が見込まれることが確認できる次のいずれかの書類(写しで可)
 - ・公共職業安定所が交付する「雇用保険被保険者離職票1及び2」
 - ・会社から発行される「離職証明書」
 - ・その他、離職したこと又は離職が見込まれることが証明できる書類

: 受付場所 井原市役所 総務部 総務課 職員係(市役所3階)

〒715-8601 井原市井原町311番地1

※不明なことがありましたら、総務課職員係へお問い合わせください。(電話:0866-62-9506)



日本共産党が瀧本市長に緊急の申し入れ

市として雇用と中小企業を守る手立てを

昨年の12月25日に日本共産党井原市委員会(森本ふみお委員長)が瀧本豊文井原市長に、5項目にわたる「雇用と中小企業を守る緊急申し入れ」(写真)を行いました。

申し入れには、森本ふみお、石井敏夫両市議と西山省三党井原支部長(井原市議選候補者)の3人が参加し、瀧本市長が対応しました。

申し入れの5項目の大要は次ぎのとおりです。

- ① 関係各機関と連携をとり実態を把握すること
- ② 雇用相談窓口を設け、市独自の対策を講じること
- ③ 中小企業向け緊急融資制度を設け、経営相談に対応すること
- ④ 臨時職員の採用、官公需発注を前倒し実施すること
- ⑤ 年末年始の休庁機関には、臨時相談窓口を設置すること

| 申し入れの内容など詳しくは、森本ふみお市議のBLOGをご覧ください。

こちら向きちから森木

こちら向き左から森本、 西山、石井の3氏